

○語句の定義

語句の定義は、「河川砂防技術基準【調査編】平成26年4月 国土交通省 水管理・国土保全局」の第14章「汽水域・河口域の調査」において下記のとおり示されている。

塩水遡上区間：塩水遡上区間：河川の河口から塩水が遡上する区間を示す。なお塩水遡上防止工が設置されている場合はその位置までとする。

汽水域：河川水と海水が接触する、混合する部分で、淡水域と海域の推移帯である。塩分が0.5‰から30‰までの範囲の水域をいう。

感潮区間：河川の河口から、潮汐の変動によって水位が変動する区間を示す。上限位置は、河川台帳に記載された地点とする。

河口域：陸水から海水が移り変わる遷移域を示し、広義では淡水の混じる内湾や汽水域などを含み、河川河口域は河口から内陸部までの河川部を示す。水質的には、河口から感潮区間までの区間とする。一方、河川管理からは高潮区間の上流端までが考えられる。なお河川構造物により、塩水の遡上防止がある場合には河川構造物の位置までとする。

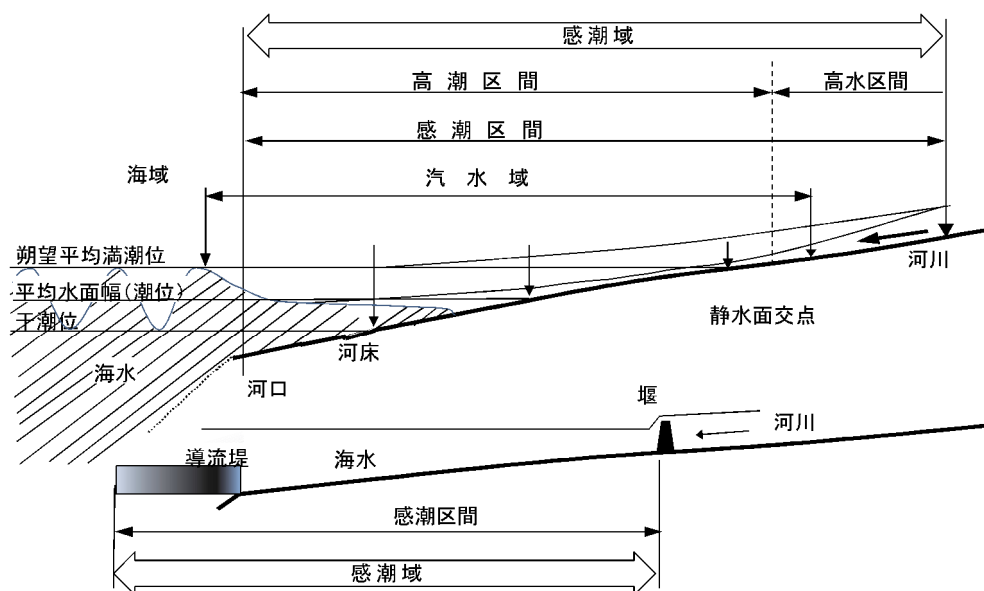


図14-1-1 感潮域の水域区分

○浦上川河川整備計画における取り扱い

浦上川水系河川整備計画における取り扱い：「汽水域」で表現を統一する。

- ・「感潮域」、「汽水域」の語句は、河川環境、生物環境、水質の記載において使用している。これらの環境を定義づける要素としては、潮位に伴う水位変動よりも、河川水と海水の混合が重要と考えられるため。
- ・宮崎県内に位置する大淀川水系、五ヶ瀬川水系の河川整備基本方針・整備計画においても、汽水域の表現がある。